

日本の真ん中から未来の真ん中へ。

ひらけ NAGOYA ポテンシャル



## 令和5年度名古屋市スタートアップ集積促進補助金のご案内

名古屋市では、スタートアップ企業の皆様が、名古屋市内に新たに拠点となる事業所を開設する際に要する経費の一部を助成します。

対象企業	(1) 創業に係る法人登記を行った後10年以内の中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社）であること。 (2) 会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社であること。 (3) 次に掲げるいずれかの要件を満たす者から出資を受けていること。 ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第3項第1号に定める適格機関投資家であること。 イ 法第29条の登録を受け、法第28条第4項に定める投資運用業を行う者であること。 ウ 法第63条第2項の届出を行い、適格機関投資家等特例業務を行う者であること。 エ 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第17条の12各号のいずれかに該当する者であること。 (4) <u>グリーン化及びデジタル化をはじめ新技術や新しいビジネスモデルを活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業</u> を行っていること。 (5) <u>市内初進出</u> であること。
補助対象経費	賃借料の12か月分の2分の1（※） （ただし、共益費、敷金及び保証金等並びに消費税等を除く）
補助限度額	1企業あたり70万円
申請期限	入居契約の締結日の前日まで
受付期間	令和5年4月1日から令和5年12月28日まで
補助要件	(1) 事業所の開設時以降、従業員1名以上が常駐していること。 (2) 本市の他の補助制度の交付対象となっていないこと。 (3) 事業認定申請書を市長が受理した日の翌日から翌年の3月31日までに入居契約を締結すること。 (4) 事業認定申請書の提出日から6ヶ月以内に事業所を開設すること。
注意事項	※1 事業認定申請書を市長が受理した日の翌日から翌年の3月31日までに締結した入居契約に基づき、12ヶ月分の賃料が支払われたことを確認し、交付します。 ※2 交付申請書の提出日は、事業認定申請書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から4月30日までの期間となります。（交付申請日以前に支払われた賃料も対象となります。） ※3 交付決定年度の翌年度から5年間は事業所を本市内に設置してください。



## 補助要件等の確認事項

入居契約の締結前である。 □

開設する事業所は、申請者自らが事業計画書に記載する事業を実施するものである。 □

開設する事業所は、事業所の開設時以降、従業員1名以上が常駐するものである。 □

開設する事業所は、本市の他の補助制度の交付対象となっていないものである。 □

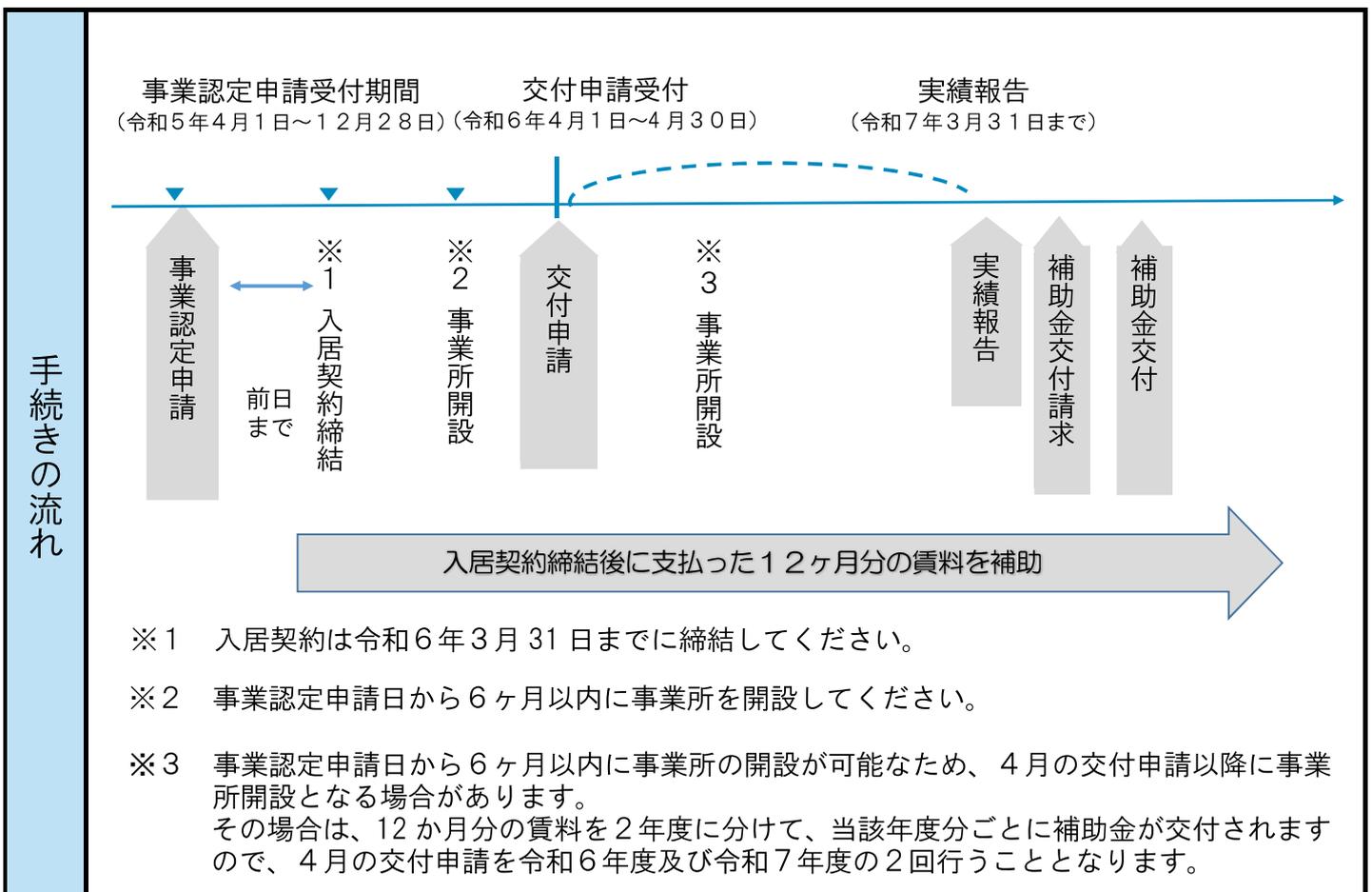
開設する事業所は、事業認定申請書を市長が受理した日の翌日から翌年の3月31日までに入居契約を締結するものである。 □

開設する事業所は、事業認定申請書の提出日から6ヶ月以内に開設するものである。 □

### 注意事項

小売店舗、飲食店、宿泊施設、コールセンター、工場、倉庫、駐在員事務所等は、本制度の対象となりません。(併設する場合も補助対象となりません。)

## ■ 補助金交付手続きの流れ【事業認定申請書は、入居契約の締結日の前日までに提出してください。】



## ■ 事業認定申請に必要な書類

産業立地交流室担当者とのヒアリングを行い、補助対象事業としての確認後に以下の書類をご用意ください。事業認定申請書（様式第1号）、企業概要書（様式第3号）及び事業計画書（様式第4号）は、データでお渡ししますので、ヒアリング後に送付先をご連絡ください。

種 別	確認
(1) 事業認定申請書（様式第1号）	
(2) 企業概要書（様式第3号）	
(3) 事業計画書（様式第4号）	
(4) 当該法人に係る登記事項証明書（申請日の前3月以内に発行された履歴事項全部証明書）及び定款	
(5) 貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれらに準ずるもの（直近の3事業年度分） 創業後の期間が短い場合で、3事業年度分の提出ができない場合は、お問い合わせください。	
(6) 納税証明書（申請日の前3月以内に発行された本店所在地の地方自治体が発行する直近1事業年度分の法人市民税に関するもの）及び滞納がない旨の証明	
(7) 補助対象経費に係る見積書、開設予定の事業所の位置図、平面図等	
(8) 投資契約書の写し（代表者による原本証明があるものに限る。）	
(9) 投資契約に係る出資金が入金されたことがわかる通帳等の写し（代表者による原本証明があるものに限る。）	

※ 上記以外にも書類等の提出をお願いすることがあります。

※ 事業認定申請後、外部有識者による意見聴取会に参加いただきます。

### ■ 受付及びお問合せ

#### 名古屋市経済局イノベーション推進部産業立地交流室

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（本庁舎5階）

TEL：052-972-2423 FAX：052-972-4135

MAIL：a2423@keizai.city.nagoya.lg.jp

<https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000151833.html>



◇名古屋ビジネス進出サポートサイト (<https://nagoya-potential.jp/>)

「日本の真ん中から未来の真ん中へ。-ひらけ NAGOYA ポテンシャル-」

